

処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 建築住宅課

法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		法令番号	平成27年法律第53号	
手続名	特定建築物に係る基準適合命令等		根拠条項	第14条第1項	
処分基準	<p>第14条 所管行政庁は、第11条第1項の規定に違反している事実があると認めるときは、建築主に対し、相当の期限を定めて、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>○ 特定建築物の建築主の基準適合義務（第11条第1項）</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	建築住宅課 土木事務所	交付機関
					目次 No.